

査 答 申 第 6 4 号

令和元年11月25日

## 答 申

生駒市長 小紫 雅史 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 石田榮仁郎

平成30年10月10日付け「生管第105号」で諮問のありました事案について下記のとおり答申します。

### 記

#### 審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

### 理 由

#### 第1 審査請求の趣旨

生駒市長が、審査請求人に対し、平成30年9月21日付け「生管第90号」でした行政文書不存在決定を取り消し、開示する。

#### 第2 事案の概要

##### 1 経緯

本件は、審査請求人が生駒市長（以下「市長」という。）に対し、生駒市情報公開条例に基づいて、「奈良県打合せメモ（H27-3-25（水）900～9

30) 中、キトラ川溪流保全整備図面（生駒市よりの指示があったもの）及その他の関連図面一式」（以下「本件行政文書」という。）の開示を請求したところ、市長が、本件行政文書は存在しないとして行政文書不存在決定（以下「本件処分」という。）をしたので、審査請求人が、行政不服審査法に基づき、本件処分の取消しと本件行政文書の開示を求めるものである。

## 2 前提事実等

生駒市内に所在するキトラ川溪流の保全工事を担当する奈良県郡山土木事務所（以下「奈良県」という。）が、平成27年3月25日に生駒市との間で行った「キトラ川溪流保全工整備に伴う生駒市管理課との道路（水路）工事施工事前協議」について作成した「打合せメモ」（以下「本件メモ」という。）には、奈良県側の「キトラ川溪流保全工整備図面作成中に生駒市より指示のあったとおり図面を作成した（里道の土留めは土羽ではなく構造物、里道の舗装はアスファルト舗装）ので、事前協議として一式提出する。」との発言、それに対する生駒市側の「了解。詳細については改めて確認する。業者決定後に本協議を行っていただきたい。正式協議書は2部提出してほしい。」とする発言、そして奈良県側の「里道の付け替えに関する調整や用地買収がこれからになるので、本協議はその後になる。」との発言などが記録されている。

## 第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

### 1 争点

本件行政文書が本件処分時に存在していたかどうか。

### 2 争点に対する当事者の主張の要旨

（審査請求人）

ア 本件メモに「事前協議書として一式提出する」と記載されているから、市長はこの事前協議書として一式提出された図面（以下「本件図面」という。）を本件行政文書として保有しているはずである。

イ 生駒市が、自ら奈良県に作成を指示した本件図面を受け取らないことはあり得ず、また一旦受け取った本件図面を返却することも考えられない。

(市長)

ア 奈良県から本件図面の提示を受け、その内容について説明を受けたが、計画段階の図面であり、奈良県の職員がそのまま持ち帰ったから本件行政文書を保有していない。

イ キトラ川溪流の保全工事は民間所有地の用地買収等も必要とする事業であることから、事前協議の後において変更される可能性のある計画であり、計画の変更があれば、再協議をすることになる。したがって、本件図面は、施工協議書を構成する最終確定図面ではなく、今後変更される可能性のある図面である。変更され得る未確定の図面を受け取ることは通常はない。

#### 第4 当審査会の判断

1 一件記録によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件キトラ川溪流の保全工事は奈良県が施工する土砂流出防止工事であるが、計画区域内に生駒市が管理する里道が存在し、工事に伴ってその付け替えが必要となること等から、奈良県は工事の施工に先立って生駒市と協議を行った。

(2) 本件キトラ川溪流の保全工事は、まず、奈良県が生駒市と「打合せ」を行い、次いで、奈良県が当該打合せに基づいた「工事施工事前協議書」を作成して生駒市へ提出し、その後、当該工事施工事前協議書に基づいた「本協議」を生駒市と行い、この本協議が成立した後に奈良県が施工する。

本件メモは、このような手続における「打合せ」に係る記録であり、奈良県はこの打合せの後に里道の付け替えに必要な用地の買収等を行い、それらが完了した後に図面に各種証明書等を添付した「工事施工事前協議書」を作成して生駒市へ提出することとなる。

しかし、打合せの際に想定されていた用地買収ができないなどの事情が生じた場合には、打合せに基づく工事施工事前協議書を作成することができないため、再度、打合せが行われ、図面も新たに作成されることになる。

- 2 このような事実関係に照らすと、要旨、本件メモに記録されている図面は奈良県から生駒市へ正式に提出される工事施工事前協議書を構成する図面ではなく、あくまでも「打合せ」段階におけるそれにすぎず、さらには変更される可能性も十分にあるものでもあったことから、参考程度に閲覧はしたが、受領はしなかったとする市長の主張に不合理な点はなく首肯できる。また、このような事実関係と、本件メモが打合せに出席した生駒市職員の確認を得ることなく、あくまでも奈良県側のメモとして奈良県職員によって作成されたものであり、さらに奈良県が生駒市へ「打合せ」に赴いた経緯を「工事施工事前協議に伺った」と記述するなど、必ずしも正確な語句を用いたメモではないことからすれば、「提出する」との記載は「提示する」という意味であったと解することができる。

そうすると、本件行政文書を不存在とした本件処分に違法又は不当があるとすることはできない。

- 3 以上のとおりであるから当審査会は審査会の結論のとおり答申する。

## 第5 審査会の審査経過

当審査会の審査経緯は、次のとおりである。

## 審査会の審査経過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年10月10日	・市長からの諮問を受けた。
平成30年12月10日	・市長から弁明書の写しの提出を受けた。
平成31年2月19日 (第139回審査会)	・概要を確認し、審議を行った。
平成31年4月8日 (第141回審査会)	・審議を行った。
令和元年7月1日 (第144回審査会)	・審議を行った。
令和元年8月1日 (第145回審査会)	・審議を行った。
令和元年9月30日 (第147回審査会)	・実施機関の口頭理由説明を実施した。
令和元年10月28日 (第148回審査会)	・審査請求人の口頭意見陳述を実施した。
令和元年11月25日 (第149回審査会)	・審議を終結し、答申文を決定した。

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属・団 体 名	備 考
いし だ ひでじろう 石 田 榮 仁 郎	近畿大学名誉教授・弁護士	会 長
かな たに しげ き 金 谷 重 樹	摂南大学教授	会長職務代理者
お 緒 がた けん し 緒 方 賢 史	弁護士	
わ じま み え こ 和 島 美 枝 子	弁護士	
は ぶち まさ ひろ 羽 渕 雅 裕	帝塚山大学教授	